

1. 組織名

日本弁護士連合会

2. 提出意見(その1)

該当する交渉分野

越境サービス

意見

日本が環太平洋パートナーシップ(以下「TPP」という。)協定交渉に参加する場合には、以下に記載した事項に関し、必要な措置が講じられるべきである。

1 協定交渉分野「越境サービス」について

(1) 意見の趣旨

弁護士の独立を中核とし、弁護士自治に基づく現行の弁護士制度(強制加入制度をはじめ、弁護士資格要件を充足する為の司法試験制度及び司法修習制度等含む)については、TPP協定交渉の対象にはならないものと認識しており、堅持されることが当然の前提となる。

越境サービスの分野については、現行の外国法事務弁護士制度について、同様の制度を堅持することも当然の前提である。そのうえで、検討されているTPP協定の条項にもよるが、例えば、ネガティブ・リスト方式を採用している日本とペルーにおける経済連携協定(EPA)の附属書において、記載がなされている事項と同様の事項(業務上の拠点の設置義務・資格承認要件・在留義務等)を、TPP協定交渉におけるネガティブ・リストに掲げることが必要であると考えられる。

(2) 具体的な要望

具体的には、上記に関連し、ネガティブ・リストに掲げるべき主な内容は以下のとおりである。

① 法律サービスの提供者と業務上の拠点の設置義務について

法律サービスの提供者である弁護士・弁護士法人及び外国法事務弁護士は、弁護士会及び当連合会に登録のうえ、所定の名称を付した業務上の拠点を有することが求められており、拠点である前記事務所の所在地と名称を所属弁護士会及び当連合会に届け出なければならない。かかる業務上の拠点の設置義務と届出は、弁護士会及び当連合会による弁護士及び外国法事務弁護士に対する指導・監督のために不可欠である。

② 外国法事務弁護士に関する資格承認要件について

法務省における外国法事務弁護士に関する資格の承認にあたり、現行の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(以下「外弁法」という。)に規定される資格承認の要件を引き続き維持する必要がある。

日本国内における外国法事務弁護士による法的サービスの質を維持し、依頼者を保護するために、必要な要件である。

③ 外国法事務弁護士としての当連合会への登録と180日以上在留義務について

現行の外弁法において、外国法事務弁護士として当連合会に登録したうえで、1年間に180日以上日本国内に在留する義務を課しており、引き続き維持すべきである。

日本国内における外国法事務弁護士による法的サービスの質を維持し、依頼者を保護するために、必要な要件である。

④ その他、交渉に参加した場合に判明した他の交渉参加国のネガティブ・リストに関連し、上記意見の趣旨に即して必要な事項

1. 組織名

日本弁護士連合会

2. 提出意見(その1)

該当する交渉分野

分野横断的事項

意見

日本が締約国となっている人権諸条約及び日本国憲法における人権規定とTPP協定の規定が抵触する場合には前者が優先し、人権状況を改善するための規制ないし措置が非関税障壁であるとして、TPP協定を根拠に撤廃ないし緩和されることのないように措置を講じるべきである。おりである。

1. 組織名

日本弁護士連合会

2. 提出意見(その1)

該当する交渉分野

知的財産

意見

(1) 「視覚で認識できない商標」について

「視覚で認識できない商標」に関し、日本は「音の商標」については、今秋にも国会提出予定といわれている商標法改正案が成立した場合には、導入がなされる見込みである。「においの商標」については、導入している欧米においても維持されている登録例はわずかであり、その必要性を含めて、導入にはさらなる議論が必要である。

(2) 「地理的表示の保護法制」について

「地理的表示」について、日本には、地理的表示に関連する制度として①不正競争防止法第2条1項13号(品質誤認表示の禁止、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定「TRIPS」第22条に対応)、②酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の6に基づく産地表示(国税庁告示)及び製法(法令解釈通達)(TRIPS第23条に対応)及び③地域団体商標(商標法第7条の2)がある。このうち、地域団体商標は、地域の名称・商品又は役務の名称からなる商標について全国レベルの周知性を緩和して地域ブランドについての団体による商標権取得を容易化したものであり、上記商標法改正案においては、さらに、主体要件の緩和が予定されている。加えて、証明商標制度の活用も検討されているところである。

なお、地理的表示の保護制度として、商標権による独占権としてではなく、EUの制度のように、「原産地を示す名称」に限り、行政・管理団体がコントロールする生産基準・品質基準(公示)を満たすもののみを使用を認める制度(独占権なし・存続期間なし)もある。このようなEUの地理的表示制度を巡ってはWTOにおいてEUと米国間で議論が継続しており、地理的表示保護制度と商標制度との調和が必要とされている。また、事柄の性質上、国際レベルの保護と国内レベルの保護の視点が考慮されなければならない。よってTPP協定において議論対象となる場合には、地理的表示に関し、審査基準や商標等の既存名称との関係整理も視野に入れて十分な検討をする必要がある。

(3) 「著作権の保護期間」について

知的財産分野におけるTPP協定の個別交渉項目の中には「著作権の保護期間」の問題が含まれている。著作権保護期間の延長問題について、当連合会は、2006年12月、関係者からの意見聴取のプロセスを踏んで慎重に検討されるべきであるという意見を表明しているが、仮に保護期間が延長される場合には、同時に、いわゆる「孤児著作物」(orphan works)の問題の解消策が講じられるべきである。

孤児著作物の問題については、国際的にも、第一次発行国における「入念な調査」(diligent search)と欧州共同体商標意匠庁(OHIM)への登録を要件に「権利者不明著作物」の自由利用を認めるEU指令や、北欧を中心に採用されている「拡大集中許諾制度」など様々な制度が試みられている。日本においても、2009年の著作権法改正により、裁定制度の対象に実演が加えられるなどの対策がとられているが、必ずしも使い勝手が良いとはいえず、未だ十分に活用されてはいるとはいえない。保護期間延長の議論においては、延長が著作物の利用・流通の障害とならないための実効的な対策が併せて検討されなければならない。

(4) 「著作権侵害事件の非親告罪化」について

知的財産分野におけるTPPの個別交渉項目の中には「著作権侵害事件の非親告罪化」の問題が含まれていると言われている。当連合会は、2007年2月に非親告罪化に反対する意見を表明している。著作物の利用は日常的に行われるものであって、非親告罪化は一般市民への影響が非常に大きいと考えられることから、慎重に対処すべきである。著作権は、言論や文化に密接にかかわる権利であり、非親告罪により一般市民の言論の自由や文化の発展を阻害する危険性がある。著作者人格権侵害の罪についていえば、人格的利益を保護法益とするので、被害者の感情に反してまで国家が介入するのは不適當であり、公に公訴提起することによってかえって被害者の被害を拡大する場合もある。

(5) 「インターネット・サービス・プロバイダの責任制限」について

仮に、インターネット・サービス・プロバイダの責任に関する詳細な規定がなされる場合には、プロバイダ責任制限法の改正も必要になってくると思われるが、その際、既に締結された日本とマレーシアにおける経済連携協定(EPA)第122条(著作権及び関連する権利)2項との整合性や法改正がインターネット・サービス・プロバイダ業界やインターネット・ユーザーに与える影響について十分な検討を行うべきである。

以上

1. 組織名

日本弁護士連合会

2. 提出意見(その1)

該当する交渉分野

越境サービス

意見

日本が環太平洋パートナーシップ(以下「TPP」という。)協定交渉に参加する場合には、以下に記載した事項に関し、必要な措置が講じられるべきである。

1 協定交渉分野「越境サービス」について

(1) 意見の趣旨

弁護士の独立を中核とし、弁護士自治に基づく現行の弁護士制度(強制加入制度をはじめ、弁護士資格要件を充足する為の司法試験制度及び司法修習制度等含む)については、TPP協定交渉の対象にはならないものと認識しており、堅持されることが当然の前提となる。

越境サービスの分野については、現行の外国法事務弁護士制度について、同様の制度を堅持することも当然の前提である。そのうえで、検討されているTPP協定の条項にもよるが、例えば、ネガティブ・リスト方式を採用している日本とペルーにおける経済連携協定(EPA)の附属書において、記載がなされている事項と同様の事項(業務上の拠点の設置義務・資格承認要件・在留義務等)を、TPP協定交渉におけるネガティブ・リストに掲げることが必要であると考えられる。

(2) 具体的な要望

具体的には、上記に関連し、ネガティブ・リストに掲げるべき主な内容は以下のとおりである。

① 法律サービスの提供者と業務上の拠点の設置義務について

法律サービスの提供者である弁護士・弁護士法人及び外国法事務弁護士は、弁護士会及び当連合会に登録のうえ、所定の名称を付した業務上の拠点を有することが求められており、拠点である前記事務所の所在地と名称を所属弁護士会及び当連合会に届け出なければならない。かかる業務上の拠点の設置義務と届出は、弁護士会及び当連合会による弁護士及び外国法事務弁護士に対する指導・監督のために不可欠である。

② 外国法事務弁護士に関する資格承認要件について

法務省における外国法事務弁護士に関する資格の承認にあたり、現行の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(以下「外弁法」という。)に規定される資格承認の要件を引き続き維持する必要がある。

日本国内における外国法事務弁護士による法的サービスの質を維持し、依頼者を保護するために、必要な要件である。

③ 外国法事務弁護士としての当連合会への登録と180日以上の上留義務について

現行の外弁法において、外国法事務弁護士として当連合会に登録したうえで、1年間に180日以上日本国内に在留する義務を課しており、引き続き維持すべきである。

日本国内における外国法事務弁護士による法的サービスの質を維持し、依頼者を保護するために、必要な要件である。

④ その他、交渉に参加した場合に判明した他の交渉参加国のネガティブ・リストに関連し、上記意見の趣旨に即して必要な事項